

仕様書

1. 業務名

長崎市議会タブレット端末及び通信サービス提供業務

2. 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット型端末及び無線データ通信サービス等の利用契約を行う。

3. 履行期間

契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までは調達及びキッティング作業等の準備期間。令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（36 か月）は端末・通信利用期間

4. 契約内容の概要

本仕様書が定める要件に適合するタブレット型端末及び通信サービスを提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう補償サービス等の提供を行うものとする。

5. 業務の内容

本業務の内容は、次の各項を一括して行うものとする。

（1）タブレット型端末等の提供

- ア 詳細は、「別記 1」を満たすものであること。
- イ 端末機の故障・紛失等に原則無償で対応する必要な保守・補償サービスを設けること。
- ウ タブレットは「レンタル」とする。

（2）通信サービスの提供

以下の仕様を満たすモバイルデータ通信回線を提供すること。

- ア LTE/4G で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。通信速度制限時においても、下り最大 128kbps 程度の速度を有すること。
- イ 通信サービスの提供は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に規定された総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を受注者自ら開設、運用している者であること。（同電気通信事業者の子会社及び関連会社を含む）
- ウ 通信料については、1 か月 1 台あたり 5 G B（若しくは 5 G B 以上）のデータ通信量を確保すること。なお、指定通信量を超える場合の取扱いについては、別途、受注者と協議する。

エ インターネットサービスプロバイダ（ＩＳＰ）利用料を含むこと。但し、本業務実施にあたり支障のないＩＳＰとすること。但し、端末回線個々のメールアドレスは必要としない。

オ データ通信量、利用料等を回線ごとに把握できる管理システムを設けること。この場合、管理者がＷｅｂブラウザを用いて管理画面を利用できるものであること。

カ タブレット通信端末の端末管理サービス(以下、MDMと呼称)は、次の仕様を満たすMDMとし、利用開始日及び提供期間において提供すること。

ア) 利用する端末の使用制限を遠隔地の管理者から制御(リモートロック等)できること。

イ) 管理者がＷｅｂブラウザを用いて管理画面を利用できること。また、管理画面でデータ通信回線の利用中断を行えること。

ウ) インターネット接続時に可能な限りフィルタリングを実施すること。具体的には別途協議するものとする。

エ) MDMを使用するために必要な初期登録(構築)費用及び必要な使用料をすべて含めること。

キ 納品時点において、通信サービス及びMDM管理、管理システムが利用できる状態であること。

(3) タブレット端末のキッティング作業等の内容

ア 初期設定に必要な事項は、本市と協議のうえ設定すること。なお、Apple Bussiness Maneger について本市は必要なアカウントの取得を行うこととし、受注者は設定に必要な支援を行うものとする。

イ 本書にもとづき受注者は落札決定後速やかに利用開始までの作業計画について本市へ説明を行うこと。

ウ 端末機及び通信回線に必要な個別端末機 ID、回線番号等端末機・回線毎の所用事項を記した管理台帳を作成し、納品時に提出すること。また、管理番号等、識別可能なラベルを端末機に張り付けること。

エ 端末機への各種設定手順書、故障時/紛失時の対応手順書、その他市が必要とする手順書を作成し、提出すること。

オ 本業務とは別に、本市が調達を実施する議会運営支援用システムであるアプリケーション(SideBooks)、情報共有のためのアプリケーション(LineWorks)及びMicrosoft365 のインストールを行うこと。

(4) 保守

ア 紛失/盗難時には、発注者と連携し、ロック・利用中断等の手続きについて必要な場合においてはサポートを行うこと。

イ MDM運用に際し、必要なサポートを行うこと。

(5)その他

ア ユニバーサルサービス料および消費税について、契約期間内において変更が生じた場合は当該変更後金額を適用するものとする。

イ 第3項の準備期間にて生じる費用(キッティング費用を除く)は事業者側負担とする。

ウ その他、本業務の費用の積算には手数料及び初期設定(キッティング)費用を含むこと。

6. 納入場所

長崎市魚の町4-1 長崎市議会事務局内

7. 納入期限

令和7年9月30日

8. 検査検収

上記納入場所に受注者が直接納品し、通信サービス等の動作確認を行う。また、製品の保証書及び管理台帳を提出すること。

9. 請求及び支払い方法

請求及び支払方法については、以下の条件を満たすこと。

(1)月次請求は、全回線分を一括請求で毎月払いとし、本市に対し全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。

(2)毎月の回線ごとの代金、データ通信量が確認できる明細書を添付すること。

(3)初期費用等の随時発生する経費の支払い方法については、受注者と協議のうえ決定する。

10. その他

(1)契約締結に伴い、「別記2」に記載の項目に沿った内訳書を提出すること。また、通信契約等について事業者側様式にもとづく申込が必要な場合はこれに応ずるものとする。

(2)本仕様に定める納期について、やむを得ない事情が生じた場合は本仕様記載の納期にかかわらず双方協議のうえ定めるものとする。

(3)その他、本仕様書に記載のない事項については、協議のうえで定めるものとする。

【別記 1】

	タブレット端末機(すべて同一製品の新品・同一色であること)
台数	39 台
機種(モデル)	iPad Air 13 インチ (M3) Wi-Fi + Cellular 128GB
OS	iPad OS、若しくは iOS
ストレージ	128GB 以上
重さ	700 g 以下
ディスプレイ	12.9 インチ(対角)
通信機能	LTE 通信及び 4 G 通信に対応していること。
無線 LAN	Wi-Fi (802.11a/b/g/n/ac)
付属品	AC アダプタ、ケーブル

【別記 2】見積項目（参考）

項目	名称	数量
初期費用等	契約事務手数料	39
	初期設定(キッティング)費用	39
回線使用料	基本使用料(プロバイダ、指定データ量含む)	39
	MDM利用料	39
	ユニバーサルサービス料	39
保守・補償	保守・補償サービス料	39